

5 障害福祉サービス事業所の整備及び適切な運営等について

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要である。

しかし、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっているところ。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県等においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引き上げを予定しているため、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いしたい。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであり、単独型短期入所の整備促進について積極的な取組を進められたい。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成26年12月15日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(3) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

会計検査院が平成20年度から平成24年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、実地調査を行った結果、6府県11市町において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約209百万円）され、

不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっている。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy25_05_11_19.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy25_05_11_27.pdf

(4) 障害者施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)

・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」

(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)

② 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

昨年、8月20日の広島における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、社会福祉施設等も大きな被害を受けたところである。

その教訓も踏まえ、11月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止

対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 26 年 11 月 19 日）され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、これまでも「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 22 年 7 月 27 日社援総発 0727 第 1 号国河砂第 57 号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点から計画の助言を行うなど、適切な対応をお願いする。

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④障害児者関係施設等の耐震化について

障害児者関係施設等の耐震化の進捗状況は、平成 26 年 12 月「社会福祉施設等の耐震化状況調査結果について」を公表したところであるが、社会福祉施設等全体の耐震化率が 86.3%であるのに対し、障害者関係施設の耐震化率は 80.2%と他の施設に比してその進捗が低いことが認められた。

また、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン（平成 26 年 6 月 3 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、特に障害児者関係施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であり、全ての施設等で耐震化が図られることが望ましい。

このため、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いします。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（90％）、貸付利率の引き下げ（当初5年間は、基準金利△0.5％））を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3）を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いします。

（5）東日本大震災からの復旧・復興等について（自治体負担分に対する財政支援の延長について）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層は除く。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※3）平成26年度中に解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 28 年 2 月末（サービス提供分）まで

なお、平成 27 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民を対象としない予定であるが、対象となる上位所得層の住民に関する詳細については、近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。